

東京都公安委員会告示第 2181 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 6 項により弁明の機会を付与するので、同条第 7 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 10 月 5 日

東京都公安委員会

記

1 弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名
別添のとおり

2 弁明書の提出先

江東区有明三丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル B 棟
警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センターデータ審査係

3 弁明書の提出期限

令和 8 年 11 月 2 日

4 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 6 項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

角田 圭亮
大美賀 仁
新井 慎一
株式会社 Y P
岡部 勇輝
大美賀 仁

放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-107-260813-202360)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-113-260812-207117)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-217-260910-204222)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-325-260914-402437)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-436-260911-207248)
放置違反金の納付命令に関する件 (第	30-779-260702-203136)